

05935P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

35

所得税法

▼  
理論ドクター

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！



TAC出版

# はじめに

理論問題の解答は、特に問題の要点を捉え、秩序だてて簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱い、位置付けなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触ることは避けなければならない。また、一問当たりの解答の分量は30分で解答するものとして1,500字程度が限度であるため、本書では、原則としてその範囲に収めるように配慮した。

なお、最近の所得税法の理論問題は、個別問題形式のみではなく総合問題形式あるいは事例問題形式といった応用問題形式の出題が顕著となってきているが、いずれの場合であっても基本となるのは条文を中心とした個別問題である。

それぞれの規定についての理解ができていれば、どのような出題形式で問われても恐れるに足りない。

そこで「理論マスター」で基本理論を把握し、本書「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、受験生諸氏の役に立ち、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いである。

(本書は平成26年9月末日までの施行法令に準拠している。)

TAC税理士講座

## 凡　　例

法 .....	所得税法
令 .....	所得税法施行令
措法 .....	租税特別措置法
措令 .....	租税特別措置法施行令
国通法 .....	国税通則法
災免法 .....	災害減免法
復財法 .....	復興財源確保法

## 引　　用　　例

法22③ .....	所得税法第22条第3項
------------	-------------

## CONTENTS

---

### 目 次

---

#### テーマ 1：総則関係

1－1	納税義務者	2
1－2	実質所得者課税の原則	10
1－3	納税地	12
1－4	非課税所得	16

#### テーマ 2：各種所得

2－1	基本理論	28
2－2	応用理論	32

#### テーマ 3：事業所得等

3－1	収入金額	56
3－2	必要経費	68
3－3	家事関連費等	70
3－4	資産損失	74
3－5	引当金	100
3－6	同一生計親族が事業から受ける対価	104
3－7	総合問題	120

#### テーマ 4：譲渡所得等

4－1	取得費	132
4－2	借地権	138
4－3	譲渡所得の課税の特例	142
4－4	有価証券の譲渡による所得	150

## テーマ 5 : 課税標準

課税標準	156
------	-----

## テーマ 6 : 所得控除

所得控除	174
------	-----

## テーマ 7 : 税額計算等

7-1 税額計算	194
7-2 税額控除	198

## テーマ 8 : 予納制度

8-1 源泉徴収	206
8-2 予定納税	218

## テーマ 9 : 確定申告等

9-1 確定申告	224
9-2 納付	238
9-3 還付	244
9-4 青色申告	252
9-5 確定申告の是正手続等	256

## テーマ1

# 総則関係

---

- 1－1　納税義務者
- 1－2　実質所得者課税の原則
- 1－3　納税地
- 1－4　非課税所得

## 1-1　納税義務者

### 【応用問題1】

個人の納税義務者について、その区分、課税所得の範囲及び課税方法について説明しなさい。

(平成10年改題)

### 解 答

#### I 個人である納税義務者の区分 (法2①三～五、3)

所得税は、個人を居住者と非居住者に、さらに居住者を非永住者と非永住者以外の居住者に区分して納税義務を課している。

- (1) 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。
- (2) 非永住者とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいう。
- (3) 非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

(注) 公務員は、原則として、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、上記の判定を行う。

#### II 課税所得の範囲 (法7、8、161、162)

- (1) 所得税は、次の区分に応じ、それぞれの所得に対して課する。
  - ① 非永住者以外の居住者…………すべての所得
  - ② 非永住者…………国内源泉所得及びこれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの
  - ③ 非居住者…………国内源泉所得

なお、納税義務者の区分が異動した場合には、それぞれの期間内に生じたそれぞれの所得に対して課する。
- (2) 国内源泉所得とは、国内において行う事業等により生ずる所得、国内にある土地建物等の譲渡の対価、国内にある不動産等の貸付けの対価、日本の国債、地方債又は内国法人が発行する債券の利子、国内にある営業所に預けられた預貯金の利子、内国法人から受ける配当等又は国内において行う勤務等による給与等その他一定のものをいう。

但し、租税条約により異なる定めがある場合は、その条約の定めるところによる。

### III 課税方法（法21、22、164～167、169）

#### 1. 居住者

原則として総合課税の方法による。

但し、次に掲げる所得は、それぞれ次による。

- (1) 上場株式等の配当所得で一定のもの、土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得について、分離課税の方法による。
- (2) 利子等については源泉分離課税の方法、一定の配当等などについては申告不要の特例がある。

#### 2. 非居住者

##### (1) 国内に恒久的施設を有する非居住者

すべての国内源泉所得について、上記1に準じて課税される。

なお、所得控除は、雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみが適用され、税額控除は、外国税額控除等の適用はない。

##### (2) (1)以外の非居住者

① 国内にある資産の運用等による国内源泉所得については、(1)に準じて課税される。

② その他の国内源泉所得は、源泉分離課税の方法による。

### IV 復興特別所得税（復財法8）

所得税の納税義務者は、復興特別所得税の納税義務がある。

#### 解答への道

個人である納税義務者に限定された問題であるため、**理論マスター1－1**から個人である納税義務者に**限定**するとともに、国内源泉所得の意義、課税方法を充実させるなど、**追加**することが必要である。

なお、国内に恒久的施設を有する者の意義を触れるとか、非居住者の所得控除をより充実させるなどでも構わない。

## テーマ1 総則関係

### 【応用問題2】

外国に居住していたAが平成26年2月10日に日本に入国した場合において、Aが平成27年中に所得税の納税義務者のどの区分に属するかについて、考え得る条件を付して答えなさい。

### 解 答

#### I Aが国内に住所を有する場合

- (1) Aが国内に住所を有する場合には、居住者に該当する。  
居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。
- (2) 居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であれば非永住者となるため、次のように区分される。
- ① 日本国籍を有する場合……………非永住者以外の居住者
  - ② 日本国籍を有しない場合
    - イ 過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下のとき……………非永住者
    - ロ 上記以外のとき……………非永住者以外の居住者

#### II Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合

Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合には、平成27年2月10日までは非居住者に該当し、平成27年2月11日からは居住者に該当する。  
非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

- (1) 平成27年2月10日まで……………非居住者
- (2) 平成27年2月11日から……………居住者

Aが日本国籍を有するかどうかにより、上記I(2)と同様に取扱われる。

### 解答への道

国内に住所を有しない場合には、入国後1年を経過する日までは非居住者、入国後1年を経過する日の翌日から居住者となる。(基通2-3)

**【応用問題3】**

日本に住所を有しない個人甲から、「本年分の所得は全て国内源泉所得以外のものである。日本で所得税の納税義務を負うかどうか。」という質問を受けた。これに対して、どう答えるべきか、その取扱いを述べなさい。

**解 答**

甲は日本に住所を有しないことから、居所を有する期間等によって居住者であるか非居住者であるかを区分する。

なお、居住者に該当する場合には、日本の国籍を有するかどうか等によって非永住者であるか非永住者以外の居住者であるかを区分する。

**I 非居住者に該当する場合**

甲が国内に居所を有しない又は国内に居所を有する期間が1年末満である場合には、非居住者に該当するため、国内源泉所得以外の所得については納税義務を負わない。

**II 居住者に該当する場合**

甲が国内に1年以上の期間居所を有する場合には、居住者に該当する。

非永住者に該当する場合とそれ以外の場合で、それぞれ次のように納税義務を負う。

**1. 非永住者に該当する場合**

甲が日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である場合には、非永住者に該当するため、国内源泉所得以外の所得のうち、国内で支払われたもの及び国内に送金されたものについて納税義務を負う。

**2. 非永住者以外の居住者に該当する場合**

甲が日本の国籍を有する場合又は過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超える場合には、非永住者以外の居住者に該当するため、国内源泉所得以外の所得の全部について納税義務を負う。

**解答への道**

国内に住所を有していないくとも、1年以上居所を有する者は、居住者になる。

## テーマ1 総則関係

### 【応用問題4】

外資系企業に勤務する甲は、国内の勤務に関し日本子会社たる内国法人Aから、また、国外の勤務に関し海外親会社たる外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、甲は、国内に有する土地の貸付けを行っており、内国法人Cからその賃貸料を得ている。

この場合、甲の納税義務者としての区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について説明しなさい。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

(注) 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明、復興特別所得税及び租税条約に関する説明は要しない。 (平成19年改題)

### 解 答

#### I 納税義務者の区分 (法2①三～五)

甲が、国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する場合には、居住者に該当する。

この場合に、甲が日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であるときは、非永住者である居住者に該当する。

なお、甲が日本国籍を有しているとき又は過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超えるときは、非永住者以外の居住者に該当する。

また、甲が国内に住所を有せず、かつ、居所を有しない場合又は居所を有する期間が1年未満である場合には、非居住者に該当する。

#### II 納税義務者の区分ごとの取扱い

##### 1. 非永住者以外の居住者に該当する場合

###### (1) 課税所得の範囲 (法7)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料はすべて課税される。

###### (2) 課税方法 (法21、22)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料はすべて総合課税となる。

###### (3) 二重課税防止規定との関係

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、外国税額控除の適用がある。

## 2. 非永住者に該当する場合

### (1) 課税所得の範囲 (法7、161)

国内源泉所得に該当する内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃料は課税され、国内源泉所得に該当しない外国法人Bからの給与は、国内において支払われ、又は国外から送金されたものである場合は課税される。

### (2) 課税方法 (法21、22)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与（課税所得に含まれる場合に限る。）及び土地の貸付けに係る賃料はすべて総合課税となる。

### (3) 二重課税防止規定との関係

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、上記1(3)と同様に外国税額控除の適用がある。

## 3. 恒久的施設を有しない非居住者に該当する場合

### (1) 課税所得の範囲 (法7、161)

国内源泉所得に該当する内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃料は課税され、国内源泉所得に該当しない外国法人Bからの給与は、課税されない。

### (2) 課税方法 (法164、165)

内国法人Aからの給与は所得税が20%源泉徴収された上で源泉分離課税となり、土地の貸付けに係る賃料は所得税が20%源泉徴収された上で総合課税となる。

### (3) 二重課税防止規定との関係

非居住者は、外国税額控除の適用はない。

## III 外国税額控除 (法95)

### 1. 内容

居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合には、次の金額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税額から控除する。

$$\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の合計所得金額}} \left[ \frac{100}{100} \text{限度} \right]$$

### 2. 申告要件

外国税額控除は、確定申告書等に控除額及びその計算に関する明細を記載した書類及び外国所得税を課されたことを証する書類等の添付がある場合に限り適用する。

過去問題

昭和27年 非居住者について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

昭和32年 納税義務者について述べ、課税の範囲に及びなさい。

平成10年 個人の納税義務者について、その区分、課税所得の範囲及び課税方法について説明しなさい。

なお、課税所得の範囲及び課税方法についてはその概要を説明すれば足りる。

平成19年 外資系企業に勤務する甲は、国内の勤務に関し日本子会社たる内国法人Aから、また、国外の勤務に関し海外親会社たる外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、甲は、国内に有する土地の貸付けを行っており、内国法人Cからその賃貸料を得ている。

この場合、甲の納税義務者としての区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について説明しなさい。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

(注) 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明及び租税条約に関する説明は要しない。

平成22年 不動産貸付業を営む居住者乙は、内国法人に勤務する知人Bが3年間の海外支店勤務となり、平成21年12月に出国したことから、Bが居住していた国内の住宅を平成22年1月から賃借し、Bに対し賃借料を支払っている。その後、Bの依頼により平成22年10月に当該住宅を購入することとなり、平成22年中にその代金を支払った。

この場合、所得税の源泉徴収の取扱いについて説明しなさい。

(注) 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明及び租税条約に関する説明は要しない。

テーマ 1 総則関係

(MEMO)

## 1－2 実質所得者課税の原則

### 【応用問題】

所得税法には、課税所得が誰に帰属するかということにつき、私法上の形式や外見にこだわらず、その実質に着目して課税するという基本的な考え方方が存在しますが、そのことの意味及び実定法上の規定について述べなさい。

### 解答の柱

- I 実質所得者課税の原則（法12）
- II 信託財産の帰属（法13）
- III 無記名の有価証券の利子配当等（法14）
- IV 名義人受領の調書（法228）
- V 補完規定（法56、57、157、158）

### 解答への道

課税所得が誰に帰属するかということを前提に問われているため、『実質所得者課税の原則』（理論マスター1－2）を述べればよい。

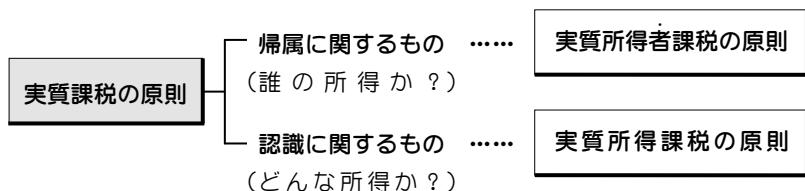
## 過去問題

昭和29年 実質所得者課税の原則について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

## プラスα

租税原則のなかで重要なものとして、応能負担の原則（担税力に応じた課税）があり、そのために、その実質（経済的実質）に従って課税しようとするものが、**実質課税の原則**である。

なお、実質課税の原則は、次の2つに区分される。



### ※ 実質所得課税が表れている規定の代表例

- (1) みなし配当（法25）
- (2) 分離短期譲渡所得として課税される株式等の譲渡（措法32）
- (3) ゴルフ会員権等の譲渡に類似する株式等の譲渡（法33）
- (4) 棚卸資産等の家事消費、贈与等（法39、40）
- (5) 譲渡所得の基となる資産の贈与等の特例（法59）
- (6) 借地権等のみなし譲渡（令79）
- (7) 事業所得等の収入金額とされる保険金等（令94）
- (8) 譲渡所得の収入金額とされる補償金等（令95）

## 1-3 納税地

### 【応用問題】

非居住者の所得税に係る納税地について説明しなさい。

なお、復興特別所得税については、説明を要しない。

### 解 答

#### I 非居住者の意義等

非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

なお、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

したがって、非居住者の納税地は、国内に住所がない場合の規定が適用される。

#### II 納税地の意義

納税地とは、納税者が申告、納付等をする場合又は税務官庁が更正、決定等をする場合の基準となる場所をいう。

#### III 原則的納税地（法15）

非居住者の所得税の納税地は、次の場合に応じ、それぞれに掲げる場所とする。

##### 1. 国内に居所を有する場合

……その居所地

##### 2. 国内に居所を有しない場合

(1) 国内に恒久的施設を有する者に該当する場合

……その恒久的施設の所在地

(2) 国内に住所又は居所を有していた者で(1)に該当せず、かつ、納税地とされていた場所に親族等が居住しているとき

……その納税地とされていた場所

(3) (1)及び(2)以外で、国内にある不動産の貸付等の対価を受ける場合

……その対価に係る資産の所在地

(4) (1)から(3)以外の場合

……その者が選択した場所等

IV 選択的納税地（法16）

1. 国内に居所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する者

居所地に代え、事業場等の所在地を納税地とすることができます。

2. 納税地を変更しようとする者

変更前及び変更後の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

なお、その提出後の納税地は、その変更後の納税地とする。

V 死亡した者の納税地（法16⑥）

死亡した者の納税地は、その死亡した者の死亡時における納税地とする。

VI 納税地の指定（法18）

納税地が不適当であると認められる場合には、国税局長又は国税庁長官は、その納税地を指定し、書面により通知する。

VII 納税地に異動があった場合（法20）

納税地に異動があった場合には、遅滞なく、異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

## テーマ1 総則関係

### 過去問題

昭和56年 所得税の納税地について説明しなさい。

平成6年 所得税の納税地について説明しなさい。

平成20年 所得税の納税地について説明しなさい。

(注) 源泉徴収に係る所得税の納税地及び納税地の指定についての説明  
は要しない。

テーマ 1 総則関係

(MEMO)

## 1-4 非課税所得

### 【応用問題1】

損害保険契約に加入した場合の支払保険料及び受取保険金についての所得税の取扱いについて説明しなさい。

(注) 源泉分離課税に関する説明は要しない。

(平成14年改題)

### 解 答

#### I 支払保険料

##### 1. 地震保険料控除（法77）

居住者が、自己又は自己と生計を一にする親族の有する生活用資産を保険目的とする地震保険料を支払った場合には、その支払った金額（5万円を限度とする。）を、その居住者のその年分の課税標準から控除する。

##### 2. 必要経費算入（法37）

事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が、その業務に係る損害保険契約に係る保険料を支払った場合には、その保険料の金額は、その年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### II 受取保険金

##### 1. 非課税とされる場合（法9①十六・十七）

次の損害保険金は、所得税を課さない。

但し、必要経費に算入される金額を補てんするためのものを除く。

- (1) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる保険金
- (2) 身体の傷害に基づいて支払いを受ける保険金（その損害に基づいて勤務又は業務に従事できなかつたことによる給与又は収益の補償を含む。）
- (3) 資産の損害に基づいて支払いを受ける保険金（下記2(1)に該当するものを除く。）

##### 2. 課税される場合（法34、35、令94、184）

###### (1) 事業所得等とされる場合

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者が受ける次の損害保険金でこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする。

- ① 棚卸資産（準棚卸資産を含む。）、山林、工業所有権等につき損失を受けたことにより取得するもの

なお、山林の資産損失に係るものは、損失額を超える部分の金額に限る。

- ② 業務の全部又は一部の休止、転換、廃止等の事由によりその業務の収益の補償として取得するもの

なお、このうち3年以上の期間の業務に係る収益の補償として受けるものは臨時所得とされ、一定の要件に該当するときは、平均課税による税額計算の適用がある。

(2) 一時所得とされる場合

損害保険契約に基づく満期返戻金等は、一時所得とする。

(3) 雜所得とされる場合

損害保険契約に基づく年金は、雑所得とする。

3. 資産損失額等の計算上控除される場合（法51、62、72、73）

資産（棚卸資産等を除く。）に損失が生じた場合又は医療費控除の対象となる医療費を支払った場合において、その損失額又は医療費を補てんするものとして取得した損害保険金は、その損失額又は医療費の額の計算上控除する。

解答への道

「損害保険契約に加入した場合」とあるため、保険料の支払いの時点から保険金を取得する時点までの時の経過に応じて考えなければならない。

## テーマ1 総則関係

### 【応用問題2】

生命保険契約に加入した場合において生じ得る事態についての税務上の取扱いについて説明しなさい。

(注) 源泉分離課税に関する説明は要しない。

(昭和39年改題)

### 解 答

#### I 支払保険料

##### 1 生命保険料控除（法76）

居住者が、次の生命保険料等を支払った場合には、その支払った金額を次の3つに区分し、一定の金額（それぞれ4万円を限度とし、最高で12万円）を、その者のその年分の課税標準から控除する。

- (1) 一般生命保険料（(2)、(3)以外のもの）
- (2) 介護医療保険料
- (3) 個人年金保険料

##### 2 必要経費算入

事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が、使用人を被保険者とする生命保険料を支払った場合には、その保険料の金額は、その年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### II 取得した保険金

##### 1 非課税とされる場合（法9①十六・十七）

次の生命保険金は、所得税を課さない。

但し、必要経費に算入される金額を補てんするためのものを除く。

- (1) 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険金
- (2) 生命保険契約に基づく給付金等で、身体の傷害等に基因して支払を受けるもの（その損害に基因して勤務又は業務に従事できなかつたことによる給与又は収益の補償を含む。）

##### 2 課税される場合（法34、35、令183）

###### (1) 一時所得とされる場合

生命保険契約に基づく一時金は、一時所得とする。

###### (2) 雜所得とされる場合

生命保険契約に基づく年金は、雑所得とする。

(3) 使用人を被保険者とするものである場合

事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が、使用人を被保険者とする生命保険契約に基づいて、一時金の支払いを受けた場合には、その一時金に係る所得は、事業所得等として総合課税される。

3. 医療費控除額の計算上控除される場合（法73）

医療費控除の対象となる医療費を支払った場合において、その医療費を補てんするものとして取得した給付金等は、その医療費の額の計算上控除する。

解答への道

生命保険契約に加入した場合とあるため、保険料の支払いの時点から保険金を取得する時点までの時の経過に応じて考えなければならない。

税理士受験シリーズ  
2015年度版 35 所得税法 理論ドクター

発行日 2014年12月20日  
初版発行  
編著者 TAC株式会社（税理士講座）  
発行者 斎藤博明  
発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18  
西村ビル  
電話（営業） 03-5276-9492  
FAX 03-5276-9674  
<http://www.tac-school.co.jp/>  
<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2014

管理コード 05935P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。